

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案及び原子力安全調査委員会設置法案の
 主な修正点（要綱）

平成24年1月31日
 （下線が修正箇所）

1. 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案

【要綱】

頁	行	(31日閣議決定)	(23日部会)
1	7	第一 関係法律の改正 一 環境省設置法の一部改正（第一条関係） 1 （略） 2 環境省に原子力規制庁を置き、その長は原子力規制庁長官とし、その任務、所掌事務及び審議会等について定めること。 3 （略）	第一 関係法律の改正 一 環境省設置法の一部改正（第一条関係） 1 （略） 2 環境省に原子力安全庁を置き、その長は原子力安全庁長官とし、その任務、所掌事務及び審議会等について定めること。 3 （略）
2	8	五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第五条関係） 1 法律の目的規定から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、 <u>原子炉の設置の許可等の基準のうち原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除すること。</u> 2～4 （略）	五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第五条関係） 1 <u>原子炉の設置の許可等の基準のうち原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除するとともに、法律の題名及び目的において、原子力の安全の確保を明確にすることとし、法律の題名を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制による原子力の安全の確保等に関する法律」（以下「原子力安全確保法」という。）とすること。</u> 2～4 （略）

		5 環境大臣は、この法律による権限を原則として <u>原子力規制庁長官に委任すること。</u>	5 環境大臣は、この法律による権限を原則として <u>原子力安全庁長官に委任すること。</u>
3	5	六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第六条関係） 1～3 （略） 4 発電用原子炉を運転することができる期間を、最初に使用前検査に合格した日から起算して四十年とすること、ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとすること。 5～8 （略）	六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制による原子力の安全の確保等に関する法律の一部改正（第六条関係） 1～3 （略） 4 発電用原子炉を運転することができる期間を、最初に使用前検査に合格した日から起算して四十年とすること、ただし、当該期間の満了に際し、安全性の確保に関する環境省令で定める基準に適合するものとして環境大臣の認可を受けた場合には、一回に限り、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を限度として、延長することができることとすること。 5～8 （略）
4	10	七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（第七条関係） 1・2 （略） 3 発電用原子炉設置者等が、発電用原子炉施設等の安全性について自ら評価し、その結果等を環境大臣に届出をし、評価の内容について公表する制度を導入すること。	七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制による原子力の安全の確保等に関する法律の一部改正（第七条関係） 1・2 （略） 3 発電用原子炉設置者等が、発電用原子炉施設等の安全性について自ら評価し、その結果等を環境大臣に届け出、評価の概要について公表する制度を導入すること。
5	11	十 電気事業法の一部改正（第十条関係） 電気事業法に基づき実施している原子力発電工作物に対する原子力安全規制を核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に一元化し、電気事	十 電気事業法の一部改正（第十条関係） 電気事業法に基づき実施している原子力発電工作物に対する原子力安全規制を原子力安全確保法に一元化し、電気事業法の関係規定を整備すること。

		業法の関係規定を整備すること。	
7	10	<p>第二 施行期日等</p> <p>一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第六条関係（<u>原子炉等規制法の一部改正</u>）等の施行期日を公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。</p> <p>4 第七条関係（<u>原子炉等規制法の一部改正</u>）等の一部の施行期日を公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>第二 施行期日等</p> <p>一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第六条関係（<u>原子力安全確保法の一部改正</u>）等の施行期日を公布の日から十月を超えない範囲とすること。</p> <p>4 第七条関係（<u>原子力安全確保法の一部改正</u>）等の一部の施行期日を公布の日から一年三月を超えない範囲とすること。</p> <p>二～四 （略）</p>

2. 原子力安全調査委員会設置法案

【要綱関係】

頁	行	(31日閣議決定)	(23日部会)
1	4	<p>第二 所掌事務及び組織等（第三条から第十四条まで関係）</p> <p>一 委員会の所掌事務を次に掲げるもの等とすること。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>原子力事故等調査の結果に基づき</u>、原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力規制庁長官</u>又は関係行政機関の長に対し勧告すること。</p>	<p>第二 所掌事務及び組織等（第三条から第十四条まで関係）</p> <p>一 委員会の所掌事務を次に掲げるもの等とすること。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>3の調査の結果に基づき</u>、原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力安全庁長官</u>又は関係行政機関の長に対し勧告すること。</p>

		<p>5 原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置その他原子力の安全の確保を確実なものとするため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力規制庁長官</u>又は関係行政機関の長に意見を述べること。</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>5 原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置その他原子力の安全の確保を確実なものとするため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力安全庁長官</u>又は関係行政機関の長に意見を述べること。</p> <p>二～四 (略)</p>
2	9	<p>第三 原子力事故等調査（第十五条から第二十一条まで関係）</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 委員会は、原子力事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、原子力事故等の防止又は原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力規制庁長官</u>又は関係行政機関の長に勧告することができるものとする。</p> <p>四 (略)</p>	<p>第三 原子力事故等調査（第十五条から第二十一条まで関係）</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 委員会は、原子力事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、原子力事故等の防止又は原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは<u>原子力安全庁長官</u>又は関係行政機関の長に勧告することができるものとする。</p> <p>四 (略)</p>
3	4	<p>第四 雑則（第二十二条から第二十七条まで関係）</p> <p>一 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、環境大臣若しくは<u>原子力規制庁長官</u>、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第四 雑則（第二十二条から第二十七条まで関係）</p> <p>一 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、環境大臣若しくは<u>原子力安全庁長官</u>、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。</p> <p>二 (略)</p>